

特集

2024年分
所得税

確定申告の手引き

2025年度与党税制改正大綱のポイント

税負担の軽減

- ・給与所得者の所得税の非課税枠を123万円に引き上げ
- ・特定扶養控除の子の年収要件を150万円に引き上げ
- ・iDeCoの掛け金上限額を引き上げ
- ・住宅ローン減税の子育て世帯優遇を1年延長
- ・中小企業の法人税率の軽減措置を2年延長
- ・企業版ふるさと納税は3年延長

負担増

- ・防衛費増へ26年4月に法人・たばこ2税の増税開始
- ・ネット通販など少額貨物輸入の課税検討

結論見送り

- ・防衛増税のうち所得増税の開始時期決定
- ・高校生らの親の扶養控除縮小
- ・ガソリン減税の具体策は示さず

出典)「日本経済新聞」2024年12月21日付より

表 住宅借入金等の年末残高の限度額 (借入限度額)

住宅の区分	控除限度額	借入限度額
認定住宅	35万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	31.5万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	28万円	4,000万円

2025年度税制改正大綱の具体的内容

税理士 林 明

自民・公明両党は昨年12月20日、「令和7年度与党税制改正大綱」を決定しました。また27日には閣議決定がされました。今回の税制改正大綱の主なところをみていきます。

ただし、いわゆる103万円の壁を巡り、自公は国民民主と6度協議しましたがまとまらず、大綱には自公案の123万円を書き込みました。

一方、大綱には3党幹事長による「178万円を目指す」との合意内容も記載され、また3党幹事長は20日の会談で協議継続を確認していますので、議論次第では早々に軌道修正を迫られる可能性もあります。

個人所得課税の改正事項

物価上昇局面における税負担の調整として基礎控除および給与所得控除の増額、また就業調整の対応として新たな控除(特定親族特別控除)の創設を決定しました。

国税については以下のとおりです。

1. 基礎控除

基礎控除について、合計所得金額が2350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げる(現行は48万円)。所得金額が2350万円を超え2500万円までは控

3. 特定親族特別控除(仮称)

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円

上記の改正は、2025(令和7)年分以後の所得税について適用されます。

2. 給与所得控除

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

上記の改正は、2025(令和7)年分以後の所得税について適用されます。

除額は低減していきま

以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合、その居住者のその年分の総所得金額等から所得金額に

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

4. 上記1～3までの見直しに伴う所要の措置

①同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を58万円以下(現行:48万円以下)に引き上げる。

②ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を58万円以下(現行:48万円以下)に引き上げる。

③勤労学生の合計所得金額要件を85万円以下(現行:75万円以下)に引き上げる。

④家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を65万円(現行:55万円)に引き上げ

これらのよりいわゆる103万円の壁は123万円の壁になりますが、憲法25条の要請する生計費非課税の観点からは、123万円の課税最低限の金額はまだ低すぎま

す。ここは所得の再分配とセットで議論しなけれ

ば財源論で適当な落としどころを探る政局の話になるでしょう。また生活の切実さからいえば食料品価格の上乗せになる消費

費税減税のほうが国民生活の困窮を救うことに有効な政策ではないかと思

います。

個人住民税について

個人住民税についても所得税と同様の改正を行います。基礎控除の増額はみおくられました。それ以外の改正は、2026(令和8)年度分以後の個人住民税について適用されます。

5. その他の改正事項

生命保険料控除の拡充

一般生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、控除額が最大2万円増加し、最大6万円となります。ただし、生命保険料控除額の合計適用限度額12万円には、変更はありません。

この改正は、令和8年分の所得税について適用されます。

住宅ローン控除の特例

今年中に認定住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅を取得等した場合には、2024(令和6)年中に取得した場合と同様の限度額で、住宅ローン控除の適用ができます(表参照)。

個人型確定拠出年金の拠出限度額等の拡充

個人型確定拠出年金(「iDeCo」)の拠出限度額が、次のとおりとされます。

イ 第一号被保険者

月額7・5万円(現行6・8万円)

ロ 企業年金加入者

月額6・2万円から企業年金の掛金額を控除した額(現行2万円)

ハ 企業年金未加入者

月額6・2万円

なお、企業型確定拠出年金の拠出限度額についても、同様に月額6・2

オンライン請求医療機関の方へ

紙媒体での送付が原則廃止に

支払関係帳票のダウンロードをお忘れなく!!

オンライン請求システムを利用している医療機関等に審査支払機関が発行する支払関係帳票は、2024年10月以降、原則オンライン請求システムのための配信となっています。

- ◎「当座口振込通知書」「支払調書」「診療報酬合計書」(7面参照)などのダウンロードは配信月の翌々月の月末までの3カ月間となっています。期間を過ぎるとダウンロードできなくなるので、必ず期間内にオンライン請求システムからダウンロードし、各医療機関で保存ください。
- ◎期限を過ぎた場合は、各ホームページから「再発行依頼書」を紙でプリントアウトし必要事項を記入の上、支払基金大阪府支部、大阪府国保連合会へ郵送ください。

掛金額の上限が、月額7・5万円(現行6・8万円)となります。

防衛力強化に係る財源確保措置

今回、国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として防衛特別法人税(仮称)が創設されました。

納税義務者

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務がある。

(注) 法人には、人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む。

課税の範囲

法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税を課する。

税額の計算

①防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額(課税標準)に4%の税率を乗じて計算した金額

医療事業に関する事項

「103万円の壁問題の財源として議論の遡上にあがらない法人税増税が「防衛」目的になればすんなり通るようです。

実施主体とする観点から、法人の名称、目的、業務規定等の見直しをおこない、また一元的で柔軟かつ迅速な意思決定体制とするため、現行の理事会体制の見直し、国や地方関係者の参画、医療DXの専門家の参画を図る」(「医療・介護DXの推進に伴う税制上の必要の措置」厚労省ホームページより抜粋)

としていきます。税制改正からは外れますが、支払基金の今後の動向が気になるところです。

(終わり)